

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間の保険料については、妻が夫婦二人分をさかのぼって納付した。国民年金保険料は、いつも夫婦一緒に納付してきており、申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、私の分のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料も納付済みとなっている。

また、社会保険庁のオンライン記録並びにA市区町村の保管する被保険者名簿及び国民年金保険料収納状況一覧表兼検認簿によると、昭和54年度以降の国民年金保険料納付済期間は、基本的に夫婦同一日に納付されていることが確認でき、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月時点で、さかのぼって納付することが可能な期間である上、申立期間直後の54年度保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年10月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間は未納とされているが、当該期間の保険料は、平成5年までに追納等によりすべて納付したはずである。領収書は無いが、平成5年の確定申告書(控)や、当時、納付保険料の原資を引き出した預金通帳は保管している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から3年10月までの国民年金保険料をすべて5年に納付したと主張しており、申立人から提出された「平成5年の確定申告書(控)」により、同年には土地を売却したことによる譲渡所得があり、当該期間に係る過年度保険料を納付する資力はあったと見られる上、同年12月には、国民年金に任意加入しているなど、同時期以降は、年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、前記の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄には、国民年金保険料として「24万3,300円」の記載が確認でき、当該金額の中に、申立人が納付したと主張する過年度保険料が含まれている可能性が高い。

しかし、申立人は、当該期間に係る過年度保険料を、申立人の妻名義の預金口座から平成5年2月22日付けで引き出した現金(16万円)の一部をもって納付したとも主張していることから、当該払戻日の時点においては、2年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができなかつたため、3年1月から同年10月までの国民年金保険料が納付されたと考えるのが自然である。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年9月までの国民年金保険料について、元年9月にA市区町村役場において免除申請を行うに当たり、同市区町村職員から、「免除申請は1年単位となっており、年度途中での申請はできないが、平成元年4月から同年9月までの保険料を納付すれば、今からでも10月以降の免除申請を行うことができる。」との説明を受けたことから、その場で元年4月から同年9月までの保険料を納付した上で、元年10月から2年3月までの期間について免除申請を行うとともに、再度、2年4月に同年4月から同年9月までの期間について免除申請を行い、その後、上記の免除承認期間について5年に保険料を追納したと主張している。

しかし、申立人が免除承認を受けたとする平成元年10月から2年9月までの期間について、免除が承認されたことをうかがわせる記録は確認できない上、A市区町村への照会結果によれば、免除申請日が年度途中ということだけで免除申請を受理しないということはなく、申請書を受理し承認されれば、申請月の前月から保険料免除が実施されることことから、当該期間の保険料納付に係る申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、保険料の追納は、先に経過した免除期間分から行い、後の免除期間分を先に追納することはできないが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人から提出された預金通帳により、昭和59年度、60年度及び63年度の計3年分の免除保険料の追納は、平成6年3月25日になされたものと推認できることから、上記の免除承認期間に係る保険料を5年に追納したとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案288〈事案68の再申立て〉

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年4月1日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務し、溶解炉へ鉍石等を投入する作業をしていた。

当初の申立ては、同職種の同僚について、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない等として、平成20年8月18日付けで認められないと通知を受けた。

しかし、その後、同職種の同僚であり、私に申立事業所を紹介してくれたB氏に、申立事業所における厚生年金保険加入記録があることが判明したので、再度調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人からの聴取結果及び同僚の供述等により、申立人が申立事業所において勤務していたことは推認できるが、
i) 社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等はない上、申立人が記憶している同職種の同僚についても、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないこと、
ii) 申立事業所に照会しても、昭和36年以前に退職した者の人事記録等の資料は保管されておらず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料はないが、申立人を申立事業所に紹介した同職種のB氏に申立事業所における厚生年金保険加入記録が判明したとして調査依頼があったが、
i) B氏の厚生年金保険被保険者記録並びに申立人及び

B氏の妻の供述から、同氏は、在職期間の一部しか厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえること、ii) 申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の中に、依然として申立事業所における厚生年金保険加入記録が確認できない者が存在すること、iii) 複数の同僚の供述及びこれら同僚の年金記録から、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認しても、申立人の氏名等はなく、欠番も無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。